

○ 自衛隊法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第十一（第百二十条の十五関係）		別表第十一（第百二十条の十五関係）	
イ	卒業生の卒業日の属する月の区分 (削る)	イ	卒業生の卒業日の属する月の区分 (新設)
	金 額		金 額
	平成二十八年三月		平成二十七年三月
	四千三百六万円		四千三百八十七万円
	平成二十九年三月		平成二十八年三月
	四千二百六十八万円		四千三百六万円
	平成三十年三月		平成二十九年三月
	四千二百四十五万円		四千二百六十八万円
	平成三十一年三月		平成三十年三月
	四千二百七十八万円		四千二百四十五万円
	令和二年三月		平成三十一年三月
	四千三百一万円		四千二百七十八万円
	令和三年三月		令和二年三月
ロ	卒業生の卒業日の属する月の区分 (削る)		卒業生の卒業日の属する月の区分 (新設)
	金 額		金 額
	平成三十一年三月		平成三十年三月
	七百七十八万円		七百十八万円
	令和二年三月		平成三十一年三月
イ	卒業生の卒業日の属する月の区分 (削る)		卒業生の卒業日の属する月の区分 (新設)
	金 額		金 額
	令和二年三月		平成三十一年三月
ロ	卒業生の卒業日の属する月の区分 (削る)		卒業生の卒業日の属する月の区分 (新設)
	金 額		金 額
	令和三年三月		平成三十一年三月

令和四年三月	九百一十一万円
令和五年三月	九百三十六万円
令和六年三月	九百三十一万円

ハ

卒業生の卒業日の属する月の区分 (削る)	金 額
平成三十一年三月	七百七十八万円
令和二年三月	八百四十七万円
令和三年三月	八百八十万円
令和四年三月	九百十万円
令和五年三月	九百三十五万円
令和六年三月	九百三十万円

令和四年三月	九百一十一万円
令和五年三月	九百三十六万円
(新設)	(新設)

ハ

卒業生の卒業日の属する月の区分 (新設)	金 額
平成三十年三月	七百十八万円
平成三十一年三月	七百七十八万円
令和二年三月	八百四十七万円
令和三年三月	八百八十万円
令和四年三月	九百十万円
令和五年三月	九百三十五万円
(新設)	(新設)